

富士川漁業協同組合内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は、富士川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第4号第五種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（地方名やまめ）にじます、いわな、うなぎ、おいかわ、こい、うぐい、をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において、竿釣り又は置き針による遊漁をしようとする者は、あらかじめ第4条の規定による遊漁料を納付しなければならない。

(遊漁についての制限)

第3条 山梨県漁業調整規則（以下「調整規則」という。）第20条の規定による禁止期間を延長するときは、総会又は総代会の議決を経て定め、組合の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、山梨日日新聞に掲載してこれを公示するものとする。

2 遊漁者は、調整規則の規定を遵守するとともに次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる漁具・漁法により、ウ欄の区域内で、エ欄の期間中でなければ遊漁してはならない。

ア. 魚種	イ. 漁具, 漁法	ウ. 区域	エ. 期間
あゆ	竿釣りのうちともづり	全 域	解禁日から11月30日まで
	竿釣りのうちさくり、ころがし、ルアー釣り	全 域	10月1日から11月30日まで
うぐい	竿釣り	全 域	1月1日より3月31日まで 5月1日より12月31日まで
あまご いわな	竿釣り		解禁日より9月30日まで
にじます	竿釣り		1月1日より12月31日まで
うなぎ、こい おいかわ	竿釣り、おきばり		1月1日より12月31日まで

(遊漁料の額及び納付の方法)

第4条 第2条に掲げる漁具・漁法を使用して遊漁する場合で、組合事務所（山梨県南巨摩郡身延町上八木沢521番地）及び別表に定める場所において納付するときの遊漁料（表中「割引価格」という。）並びに遊漁する場所において漁場監視員及び組合

役員に納付するときの遊漁料（表中「正規価格」という。）は次表のとおりとする。

漁 種	漁 具 漁 法	期間	遊 漁 料	
			割引価格	正規価格
全 漁 種	おきばり	1 年	9,000円	9,000円
〃	竿 釣 り	1 日	2,000円	4,000円
あまご、いわな、にじます、こい うなぎ、うぐい、おいかわ	おきばり 竿 釣 り	1 年	5,000円	5,000円
		1 日	1,000円	2,000円

2 次表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次表右欄のとおりとする。

肢体不自由の方で富士川漁協漁場監視員、役員が相当と認めたものは、前項遊漁料の2分の1（半額）、老令者優待券及び高校生以下のものは無料とする。

3 次表のア欄に掲げる漁場区域において、イ欄の水産動植物を、ウ欄の漁具・漁法を使用して遊漁する場合の1年あたりの遊漁料は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、エ欄のとおりとし、この遊漁料は山梨県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）（甲斐市牛久保518-1番地）または、県漁連の指定する場所においてあらかじめ納付するものとする。

ア. 漁場区域	イ. 魚 種	ウ. 漁具漁法	エ. 遊漁料
内共第4号全区域	あ ゆ	竿 づ り	28,000円
	あまご、いわな、にじます うなぎ、うぐい、おいかわ こい	竿 づ り	25,000円

（遊漁承認証に関する事項）

第5条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－（1）の遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

2 県漁連は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式1－（2）の共通遊漁承認証（以下「共通遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

3 遊漁承認証および共通遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第6条 遊漁者は遊漁をする場合は遊漁承認証または共通遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離をおき、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 その他遊漁に際して守るべき事項の細部に関しては、遊漁承認証に記載された注意事項を確認し遊漁するものとする。

(漁場監視員)

第7条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式(2)による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第8条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以降の遊漁を拒否することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

付則(施行期日)

この規則は令和6年1月1日から施行する。

(第4条に定める遊漁料の納付場所)

富士川漁業協同組合
富士川地区長宅
六郷地区長宅
下部第2地区長宅
下部第1地区長宅
中富地区長宅
身延地区長宅
南部地区長宅
富沢地区長宅
市川地区長宅

上欄各所のほか「富士川漁業協同組合 遊漁券販売所」の幟旗（黄色地に黒字）の立つ箇所および「おとりあゆ」の幟旗（赤地に白字）の立つ箇所において販売，交付するものとする。

式1－（1）遊漁承認証

表

裏

遊 漁 承 認 証 No	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
○○漁業協同組合 印	

注意事項	
1	
2	
3	

氏名	住所	県下共通遊漁承認証					No.						
		年 度	魚 種	写 真	...	注 意 事 項	5 遊 漁 料	4 遊 漁 区 域	3 漁 具 漁 法	2 魚 種	1 承 認 期 間		
才		山梨県漁業協同組合連合会					印						

漁場監視員証				漁場監視員講習会終了証	
第	号				
住	所				
氏	名	(年令	写真		
平成	年	月	日から		
平成	年	月	日まで有効		
〇〇漁業協同組合 印					